

平成27年労第15号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、社会福祉法人Aに非常勤職員として採用され、同法人が運営するB市所在の特別養護老人ホームC（以下「事業場」という。）の配属となり、介護業務に従事していた。

請求人は、事業場における日々の業務の中で「利用者の期待に応えようとするプレッシャー」や「職場のコミュニケーション」が原因で、目眩や頭痛に加え、動悸や手の震えが頻繁に起こるようになったとして、平成〇年〇月〇日にD病院に受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、E医師は、その意見書において、請求人は平成〇年〇月下旬頃にICD-10の診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等に照らし、同医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

#### (3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

#### (4) 「特別な出来事以外」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における出来事として、請求人は、特に、①事業場の利用者が生き甲斐を持てるようなサービスを提供したいという高い目標を自分に課して業務に当たっており、その精神的負荷は大きなものであったこと、②事業場は安全配慮義務を全く果たしていなかったこと、③利用者の介護の仕方に関する考え方において上司や同僚との間で温度差があった

こと、④上司はタイムカードの改ざんを行っており、また、請求人に対し「勤務時間とは、利用者の方と関わっている時間である。」と指示をしていたため、企画書等の作成のために毎日1時間から3時間程度のサービス残業が常態化していたこと等を主張しているため、以下検討する。

ア 上記①について、まず、本件の一件記録から、事業場が上司を介して請求人にノルマを課したという事実は認められない。

すなわち、請求人が主張する「利用者が生き甲斐を持てるようなサービスを提供したい。」との請求人の意思は、請求人自身の仕事に対する思いであって、事業場の課したノルマとは認められず、認定基準別表1の出来事として評価することはできない。

イ 上記②の安全配慮義務が果たされていないという請求人の主張であるが、事業場の安全衛生委員会が名ばかりで全く機能しておらず、職員の安全と健康を守るという実活動を行っていないことを指していると考えられる。

しかしながら、このことについて、請求人が事業場の上司に意見を述べたなどの具体的な言動は、本件の一件記録からは認められない。

請求人の主張は、事業場の職員管理への批判とは理解できるが、認定基準別表1の具体的な出来事として捉えることはできない。

ウ 上記③の主張を出来事として認定基準別表1に当てはめると「上司とのトラブルがあった」及び「同僚とのトラブルがあった」に該当し、これらの平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点について検討すると、Fは、請求人自身から事業場の職員との関係が良好でないことを聞いた旨述べているが、本件一件記録からは、介護に関する見解において客観的に認識されるような対立が請求人と上司や同僚との間に生じていたとは認められず、請求人の主張を最大限尊重しても、その心理的負荷の総合評価は、それぞれ「弱」程度であると言わざるを得ない。

エ 上記④の主張について、Fは、過去にタイムカードを打刻してから残業するよう指示をされたことはない旨述べており、請求人自身も、本件公開審理において、タイムカードの改ざんや残業時間を記録したものは残っていない旨述べている。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、当審査会に、上記サービス

残業をしていた際に作成した企画書を提出しており、当該企画書を作成した時間を考慮すべき旨主張するが、当該企画書の作成日時や作成にかかった時間等を確認することはできず、証拠として採用できない。

以上を踏まえると、本件については、サービス残業の事実を確認することができないため、請求人の当該主張は採用できない。

なお、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における時間外労働時間数は、最大となるのが平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の1か月間における24時間46分であり、認定基準別表1の出来事に該当する長時間労働は認められない。

オ 上記アないしエのとおり、本件については、請求人の主張を最大限尊重したとしても業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が2つであることから、全体評価も「弱」と判断する。

なお、請求人は、介護従事者が行うことのできないインスリン注射を行ったことも大きな心理的負荷になったと主張するが、この出来事を発病前おおむね6か月の出来事とするに足る客観的な資料は認められないことから評価の対象とすることはできず、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

#### (5) 業務外の要因及び個体側の要因について

請求人の業務以外の出来事は認められない。

個体側要因は認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。